

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会の開催について

令和4年10月12日

公正取引委員会

公正取引委員会は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドラインについての検討を行うため、以下のとおり、関係有識者からなる、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会」を開催する。

1 開催の趣旨

(1) 気候変動問題への対応として、我が国は、2020年10月、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、次いで2021年4月、温室効果ガスの削減目標を明らかにした。これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」を実現する必要がある。

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組については、今後、活発化・具体化すると考えられるところ、公正取引委員会は、グリーン社会の実現を阻害する競争制限行為を未然に防止するとともに、グリーン社会の実現に向けた取組を行う事業者等の法適用・執行に係る透明性及び予見可能性を一層向上させることを目的として、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する独占禁止法上の考え方の明確化を図ることとした。

(2) このため、有識者の知見に基づき、我が国における実情等を踏まえた上で、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する独占禁止法上の考え方について検討を行うことを目的として、経済取引局長主催の「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会」を開催する。

2 検討会の構成等

(1) 本検討会は、別紙に掲げる有識者により構成する。

(2) 本検討会は、委員による自由闊達な意見交換を促進するために非公開とし、議事録の公表は行わない。

(3) 庶務は、公正取引委員会事務総局（経済取引局調整課）において処理する。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

3 検討会の開催予定

第1回：令和4年10月20日（木）

第2回：令和4年11月21日（月）

第3回：令和4年12月5日（月）

以上